

平成30年7月17日

富田林市役所 PRESS RELEASE

報道各社 様



総務部財政課

大阪府北部地震に伴うブロック塀等の対応について

本市においては、学校園及び公共施設について緊急点検を実施しました。結果、基準不適合と判断されたブロック塀等のうち、学校園など子どもにかかわる施設について早期に対応するために、撤去等に要する費用の予算措置を7月17日に市長専決で行ないました。

あわせて、民間保育園や公道等に面した民家などのブロック塀等の撤去費用を補助することを決定し、予算措置を同様に行いました。補正予算の内容は次の通りです。

記

1. 学校園（小学校、中学校、幼稚園）について

不適合であった学校園のうち今回の補正で対応：13校園

予算額：8,846万7千円

2. 公共施設について（保育園や公園など子どもにかかわる施設）

不適合であった施設のうち今回の補正で対応：10施設

予算額：1,698万1千円

3. 新設する補助金

①民間に対するブロック塀等の撤去費用（※別紙①参照）

対象：公道および不特定の者が通行する道（道路等）に面するもの

補助率：2/3（通学路に面する部分は10/10）、上限額：30万円

補助期限：平成32年3月31日、予算額：900万円

②民間保育園に対するブロック塀の撤去費用

対象：基準不適合ブロック塀がある園

補助率：10/10、上限額：250万円、補助期限：平成31年3月31日

予算額：330万円

4. 補正予算額合計：1億1,774万8千円

5. 多田利喜市長のコメント

子どもの「安全・安心」の確保を最優先に、学校園などの公共施設について、危険度の高い箇所から改修していくとともに、民間保育園や通学路に面している民間のブロック塀等の撤去についても補助制度を創設します。

【お問合せ先】市役所代表 0721-25-1000

補正予算全体に関すること：財政課（内線 343）

民間に対する補助金に関すること：住宅政策課（内線 438）

民間保育園に対する補助金に関すること：こども未来室（内線 291）

民間に対するブロック塀等の撤去補助制度の創設について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人命にかかわる被害が発生しました。

これを機に、地震時に道路等を通行する方の安全を確保するため、また、迅速な避難及び復旧の経路を確保するため、道路等に面している私有地のブロック塀撤去に係る費用の一部補助制度を下記のとおり創設しました。

記

1. 補助制度の概要

(1) 補助対象工事

市内に存するブロック塀等で、①から④のいずれにも該当するブロック塀等を撤去する工事。

- ①公道及び不特定の者が通行する道（道路等）に面するもの
- ②道路面からの高さが60cm以上のもの
- ③全部撤去または上部のみを撤去する場合は撤去後の高さが60cm以下になるもの
- ④当該ブロック塀等の撤去に係る他の補助制度による交付決定を受けていないもの

(2) 補助金の額

下記、①及び②のいずれか少ない額に2/3（通学路に面する部分は10/10）を乗じた金額。ただし、300,000円を限度額とする。

- ①当該ブロック塀の除却に要した費用
- ②撤去するブロック塀等の見附面積に1㎡あたり1万円を乗じた金額

2. 補助期間

平成30年7月17日から平成32年3月31日まで

3. お問い合わせ先

まちづくり政策部住宅政策課（内線 438）